

包括外部監査の結果に係る措置通知について

1 措置通知があった包括外部監査

令和3年度 「委託契約に関する事務の執行について」

令和4年度 「消防事業に関する財務事務の執行について」

2 いわき市長から措置通知があった日

令和5年8月16日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 財政部 契約課

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(49 頁)</p> <p>いわき市の委託契約の全般的分析 (随意契約の見直し)</p> <p>いわき市においては、依然として随意契約の割合がまだ高い傾向にある。アンケート結果や個別事案の監査をした結果、本来競争入札にすることができると思われる契約が随意契約とされていた可能性がある。地方自治法上は、競争入札が原則である(地方自治法第 234 条第 1 項および第 2 項、および同施行令第 167 条の 2 第 1 項)ものの、いわき市の外部委託契約においては、安易に随意契約が選択されている恐れがある。また、随意契約により業務が委託されているものであっても、諸般の状況の変化等により、現在又は将来においては競争入札による契約が可能な状態になることも考えられることから、随意契約の見直しが必要と考えられる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当課においては、庁内で統一的な運用が図られるよう関係法令の解釈や運用上の留意点、具体例など、事務執行の参考とすべき事項を取りまとめた「随意契約に関する事務執行のための指針」及び「役務的業務委託に関する契約事務の指針」を作成し、適正な入札・契約事務執行について、定期的に庁内に周知しているところです。</p> <p>また、競争入札の例外的取扱いの随意契約については、「随意契約確認表」を作成し、適用号及び相手方の選定に対し、客観的かつ合理的な理由を明確に示すことで、公正な手続がなされるよう仕組作りをしているところです。</p> <p>今回の監査においては、本市の随意契約の割合が高いこと等を受け、安易に随意契約が選択されている恐れがあること、また、長期的な視点で業務内容等を見直すことにより、競争入札による契約が可能になることも考えられるとのご意見をいただいたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>個別の措置通知をもとに、当課においてどのような対応策が必要かを検討してきたところです。</p> <p>まず、「随意契約に関する事務執行のための指針」において、「随意契約はあくまで例外的な扱いであること」、「安易に随意契約を選択しないこと」、「事業内容の見直しなどを図り、競争入札の可否を検討すること」などを強調した</p>		

監査の実施年度 (令和3年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
		<p>うえで追記し改訂しました。さらに「役務的業務委託に関する契約事務の指針」においては、同様の内容を追記し改訂しました。</p> <p>次に、例年、「随意契約に関する事務執行のための指針」及び「役務的業務委託に関する契約事務の指針」に沿った契約事務の研修を実施しているところですが、包括外部監査や定期監査で指摘された随意契約の事例を基に、適切な入札・契約事務を執行するため、令和5年度から回数を増やして実施することとしました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 財政部 契約課

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(51 頁)</p> <p>いわき市の委託契約の全般的分析 (複数見積りを入手できる仕組み作り)</p> <p>いわき市においては、見積書を 1 者からしか入手していない随意契約、いわゆる一者随意契約の割合が多い傾向にある。一者随意契約は、1 者からしか見積書を入手せずに契約するため、価格面などを他の事業者と比較して選択する競争性がないことになる。予定価格の積算において、公平性、経済性及び競争性を確保する上で重要となるため、複数事業者から見積りを入手できる仕組みを作ることが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当課においては、庁内で統一的な運用が図られるよう関係法令の解釈や運用上の留意点、具体例など、事務執行の参考とすべき事項を取りまとめた「随意契約に関する事務執行のための指針」及び「役務的業務委託に関する契約事務の指針」を作成し、適正な入札・契約事務執行について、定期的に庁内に周知しているところです。</p> <p>また、競争入札の例外的取扱いの随意契約については、相手方の選定に対し、客観的かつ合理的な理由が分かるよう、「随意契約確認表」を作成しているところであり、また、2 者以上から見積書を徴することができない場合にはその理由を理由書に明記するなど、公正な手続がなされるよう仕組み作りをしているところです。</p> <p>今回の監査においては、一者随意契約の際に、相手方からしか見積書を入手していないため、予定価格の積算において、公平性、経済性及び競争性が確保できていないことについて問題提起があったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>個別の措置通知をもとに、当課においてどのような対応策が必要かを検討してきたところです。</p> <p>まず、「随意契約に関する事務執行のための指針」において、「見積書の徴収が 1 者のみとできるのは、合理的な理由がある場合のみ」で</p>		

監査の実施年度 (令和3年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
		<p>あることを強調し追記、また、システム運營業務委託においては、安定的な稼働を維持するため、同一業者と長年に渡って契約を継続することは、契約金額に変化がなく、価格の競争が必ずしも確保されていないことを踏まえ、システムに関する更新・改修等時には、情報政策課で実施しているICTコーディネータによる見積書精査の支援を受ける等、適切な価格設定に努めるよう当該指針に追記し改訂しました。</p> <p>次に、例年、「随意契約に関する事務執行のための指針」及び「役務的業務委託に関する契約事務の指針」に沿った契約事務の研修を実施しているところですが、包括外部監査や定期監査で指摘された随意契約の事例を基に、適切な入札・契約事務を執行するため、令和5年度から回数を増やして実施することとしました。</p>	

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 会計室

監査の実施年度 (令和3年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(108 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p style="text-align: center;"><u>金融機関財務力評価・アドバイス業務委託</u></p> <p>(複数の事業者から見積書を入手できる体制づくり)</p> <p>平成 14 年度は、金融機関に関する財務力評価を地方自治体向けサービスとして唯一商品化した JCR と契約し、平成 15 年度から平成 17 年度までは指名競争入札を実施し、2 から 3 者程度の入札参加はあったものの、金額面で JCR が落札した。更に、平成 18 年度以降は、7 者程度の意向確認を実施した結果、引き続き JCR との随意契約となっている。</p> <p>そもそも受託者要件には、「企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 13 号」の規定に基づき金融庁長官の指定を受けた指定格付機関であったが、現在は「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、同法に基づき登録されている格付機関となっている。</p> <p>業務内容は、金融機関の財務力評価、いわき市経営分析マニュアルの充実支援、いわき市が行う市内金融機関の経営分析に係る基礎データの作成、いわき市公金の管理及び運用検討会議への出席となっている。また、使用するデータについては、上場金融機関については決算短信、上場・非上場金融機関のディスクロージャー誌となっている。</p> <p>業務内容、使用するデータからは、格付機関以外のコンサルティングファームでも十分に</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>平成 14 年 4 月 1 日施行 (最終改正平成 31 年 4 月 1 日) の「いわき市のペイオフ対策」において、金融機関の経営状況の把握については、調査機関や専門機関等の活用を図ることとされていることから、本業務の委託にあたっては、これまで「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づく信用格付業者に登録されている全 7 者 (同一機関があるため 5 者) を対象として入札事務を執行してきたところであります。</p> <p>本事業への対応がこれら格付業者以外でも可能であるとは認識しておらず、対象範囲の拡大への検討に至らなかったことが要因と考えております。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>本市では、公金の管理にあたって「いわき市のペイオフ対策」において、安全性の確保を最優先とすることとされており、預入先金融機関の選定についても、同対策に基づき、自己資本比率、格付機関による長期債格付、経営状況等を総合的に判断して選定しております。</p> <p>なお、長期債格付については、金融商品取引法に基づき内閣総理大臣によって登録され、金融庁の監督下で独立した立場で業務を遂行し、かつ、公的な規制の下で運営されている格付機関が行うものであり、信頼性の高い評価であることから、本市にとって、金融機関を評価する</p>

監査の実施年度 (令和3年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>対応可能であると判断する。要求水準の側面は検討が必要であるとしても、対象を広範囲にしたうえで、見積徴収できる体制づくりをすることが望まれる。</p>	<p>上での必要不可欠な判断要素であります。</p> <p>しかしながら、長期債格付はすべての金融機関について公表されているわけではないため、当該業務委託において同法に基づき登録されている格付機関による金融機関の財務力評価を行うことで、長期債格付と同等の判断要素を確保することとしています。</p> <p>仮に、格付機関以外が評価した場合には、その評価が長期債格付と同等の評価とは判断することができないため、引き続き格付機関であることを受嘱者要件とするものです。</p> <p>また、財務力評価結果をもとにしたアドバイス業務を一体的に委託することで、職員の専門知識修得、金融機関の選定、金融商品の選別等に役立てるとともに、担当職員の金融知識の向上を図るための実効性のある手法と認識しておりますので、引き続き同手法により事務を遂行することとします。</p>